

住宅用家屋証明書の申請方法

個人が居住するための住宅を取得し、一定の要件を満たした場合、住宅用家屋証明書を取得することにより、所有権保存登記、所有権移転登記及び抵当権設定登記の際にかかる登録免許税の軽減措置を受けることができます。

●証明手数料

1件・・・1,300円（郵送の場合は郵便小為替）

●適用要件

- ①個人が新築又は取得し、自己の居住の用に供する家屋であること。
- ②床面積（登記床面積）が50㎡以上であること。
- ③事務所・店舗等との併用住宅については、居宅部分の床面積が90%以上であること
※間取りが分かる図面の提出や調査員による現場確認をお願いすることがあります。
- ④区分所有建物については、建築基準法上の耐火又は準耐火建築物であること。

●申請に必要な書類

1 個人が新築した住宅

※建築後1年以内の家屋

- (1) 住宅用家屋証明申請書
- (2) 住宅用家屋証明書
- (3) 登記関係書類（①②のいずれか一つ。写し可）
 - ①登記事項証明書
 - ②登記完了証（電子申請のみ）
- (4) 建築確認済証又は検査済証（写し可）
- (5) 平面図
- (6) 住民票（写し可。申請家屋に住所を移していない場合は「申立書」を添付。申立書には添付書類が必要になります。）
- (7) 認定通知書の写し（特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合）
※原本確認を行いますので、原本もご提示ください。
- (8) その他（建築確認から新築・表示登記までの間に建築主が変更になった場合は、その過程が分かる書類。申立書の裏面を参照）

2 建築後、使用されたことのない住宅（建売住宅、分譲マンション等）

※取得後1年以内の家屋

- (1) 住宅用家屋証明申請書
- (2) 住宅用家屋証明書
- (3) 登記関係書類（①②のいずれか一つ。写し可）
 - ①登記事項証明書
 - ②登記完了証（電子申請のみ）
- (4) 建築確認済証又は検査済証（写し可）
- (5) 取得の日を明らかにする書類（①②のいずれか一つ。写し可）
 - ①売渡証書
 - ②登記原因証明情報

- (6) 家屋未使用証明書（原本。写し不可）
- (7) 住民票（写し可。申請家屋に住所を移していない場合は「申立書」を添付。申立書には添付書類が必要になります。）
- (8) 認定通知書の写し（特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅の場合）
※原本確認を行いますので、原本もご提示ください。

3 建築後、使用されたことのある住宅（中古住宅、中古マンション等）

※取得後1年以内の家屋

※昭和57年1月1日以後に建築された家屋

※一定の耐震基準を満たしている場合、昭和56年12月31以前に建築された家屋も対象となります。

- (1) 住宅用家屋証明申請書
- (2) 住宅用家屋証明書
- (3) 登記事項証明書
- (4) 取得の日を明らかにする書類（①～③のいずれか一つ。写し可）
 - ①売渡証書（競売の場合は、代金納付期限通知書）
 - ②登記原因証明情報
 - ③売買契約書
- (5) 住民票（写し可。申請家屋に住所を移していない場合は「申立書」を添付。申立書には添付書類が必要になります。）
- (6) 昭和56年12月31日以前に建築された場合（①～③のいずれか一つ。）
 - ①耐震基準適合証明書の写し
 - ②住宅性能評価書の写し
 - ③既存住宅売買瑕疵保険契約に係る保険付保証明書の写し※いずれも原本確認を行いますので、原本もご提示ください。

【郵送請求について】

申請に必要な書類及び下記①～③を添付し、税務課証明発行窓口宛までご郵送をお願いします。

- ①申請者の本人確認書類（保険証、運転免許証、マイナンバーカード、士業証票等の写し）
- ②返信用封筒（宛名・宛先を記入し、切手を貼ってください。）
- ③郵便小為替（1件につき1,300円）

※住宅用家屋証明申請書の最下部に『証明書受領者』欄を設けております。記載内容についてお電話で確認する場合もございますので、連絡先のご記入を忘れずをお願いします。

<お問い合わせ及び申請先>

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号

名護市役所 税務課 証明発行窓口 ☎0980-53-1212（内線183）